

長崎県内の成年後見制度に関する状況

知的障がいや精神障がい、認知症などで、自分らしく暮らせないまま助けを求めづらい人、権利が侵害されていても気付きづらい人がいます。「成年後見制度」とは、知的障がい・精神障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。長崎県社会福祉協議会では、令和4年度に長崎県内の成年後見制度に関する実態把握調査を行いました。そこで明らかになった状況や課題、今後の動きについて解説します。

成年後見制度を取り巻く動向と調査実施の経緯

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。翌平成29年3月、全国各地に住んでいても制度を利用できない地域体制の構築と、制度利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備することを進める、「成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という）」が策定され、国を挙げて関連施策の取り組み推進が始まりました。令和4年3月には、第二期基本計画が策定され、現在は計画期間の2年目を迎えています。

長崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、県内の成年後見制度に関する潜在的ニーズを見える化し、今後の予測されるニーズに

対応できる成年後見制度実施体制整備等の必要性について考えるため、令和4年12月から令和5年3月の間、県内の高齢・障がい福祉事業所と入院施設のある精神科病院、成年後見人等受任専門職団体等を対象に、実態把握調査を実施しました。

調査結果の報告
詳細はこちら



県内の成年後見制度に関する潜在的ニーズ

県内1,361か所の高齢・障がい福祉事業所と入院施設のある精神科病院を対象に、権利擁護要支援者（以下、「要支援者」という。）について調査を行った結果、462か所（回

答率34%）より回答が得られ、**県内の要支援者は、把握できたものだけでも17,299人に上ることが明らかになりました。**

この要支援者の内、支障が生じている事由として最も多く回答があったのは、「預貯金の管理や金融機関の手続きが難しい」で、8,585人と全体の約50%を占める割合となっています。

また、要支援者の年齢内訳は70代以上が全体の76%となっており、一方で主要な障がい等類型は認知症等が68%、知的・精神障がい者等が29%となっています。この結果より、70代以上の知的・精神障がい者等要支援者が一定数いることが推測され、**知的・精神障がい者においても高齢化が進んできていることが分かります。**（図1・図2）

さらに、要支援者の月平均収入額をみると、全体の48%が月12万円未満の非課税世帯であり、この方たちが成年後見制度を利用する場合には、申立て費用や後見人報酬等、公的助成支援が必要となることが予想されます。

こうした状況にある要支援者の内、**既に成年後見制度を利用しているまたは利用に向けて準備・検討を進めている人数を調査したところ、わずか686人と全体の4%に満たない結果でした。**

一方で、要支援者の内、「頼れる親族がいらない又は親族はいるが協力を得ることが困難である」人数は2,986人と全体の約17%となっており、**既に利用しているまたは利用に向けて準備・検討を進めている人数と、成年後見制度利用の必要性がある方の人数は、大きく乖離していることが分かります。**

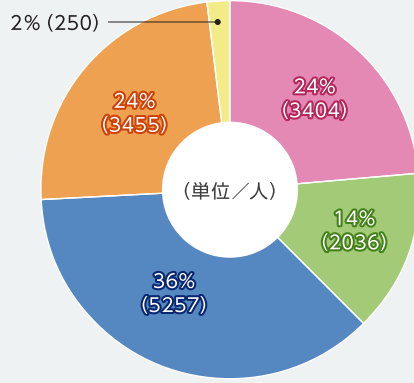
このことについて、成年後見制度の利用に向けた準備・検討を行わない理由を調査したところ、最も多かった回答は、「本人が必要性を認めない（感じていない）」であり、関係者による本人への制度説明や、**本人から理解を得ることの難しさ**が、**制度利用が進まない大きな要因**になって

いることが分かりました。

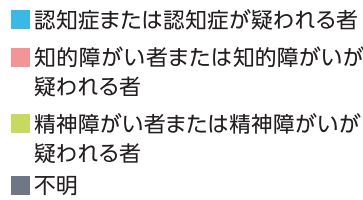
一方で、入所型施設や入院型精神科に対し、身元引受人が不在の場合の対応について調査を行ったところ、最も多かった回答は、「成年後見人等の同意があれば入所・入院可能」であり、身元引受人不在時の入所・入院に、成年後見制度利用は有効であり、必要とされることが分かりました。

また、入所型施設や入院型精神科に対しては、施設や病院で通帳等預かりをせざるを得ない方の人数についても調査を行ったところ、2,124人と回答があり、その内、通帳等預かりに関する契約を交わしている人数は約80%、さらにその内、契約が能力的に成立する人数は約50%であることが分かりました。

〈図1〉
権利擁護要支援者の
年齢内訳



〈図2〉
権利擁護要支援者の主要な
障がい等類型



県内の成年後見制度 受任体制の状況

令和3年度末における県内の専門職等担い手の配置状況は〈図3〉(次頁)のとおりとなっており、**専門職の担い手については、地域偏在がみられます**。法曹士業の専門職や、独立型社会福祉士等は主となる仕事の関係上、市街地に事務所が多く、専門職担い手の地域偏在は全国的にもみられる課題です。

近年、こういった専門職担い手の地域偏在や体制不足から、**社会福祉協議会による法人後見事業の実施や、市民後見人の養成といった社会貢献型の担い手の育成が積極的に取り組まれています**。

県社協では、社会福祉協議会による法人後見事業の推進支援は平成24年度から、市民後見人の養成支援については、令和元年度から取り組んでいます。

令和3年度末においては、県内10か所の社会福祉協議会が法人後見事業を実施、また、7市2町で市民後見人の養成に向けた取り組みが始まっています。この取り組みは、令和4年度以降も実施数が伸びています。今回調査に協力いただいた事業所等に対し市民後見人の認知等につ

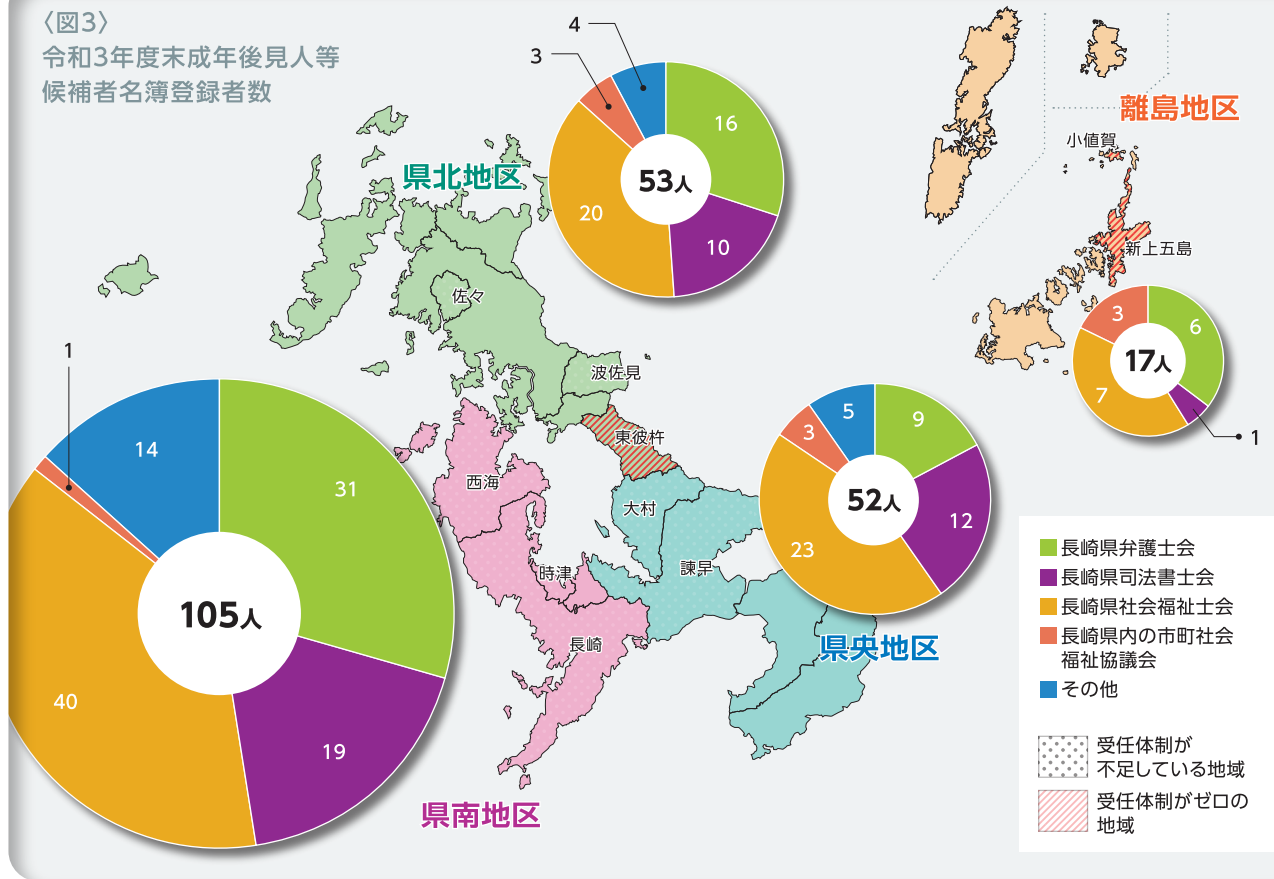
いて調査を行ったところ、67%が知っている回答があったものの、市民後見人の活用については、59%が分からないと回答しており、まだまだ市民後見人についての理解は福祉等関係者の間でも十分になされていないことが分かりました。

今後はこういった社会貢献型後見等について、担い手の育成支援を行いつつ、広報・啓発にも力を入れて行っていく必要があります。

今後の県社協による 成年後見制度利用促進支援

国は、**中核機関(権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関)**について、令和6年度末までに**全地域で整備されること**をめざしています。令和4年10月1日現在の長崎県内の中核機関設置状況は、21市町中10市町(47.6%)にとどまっています。〈図4〉(次頁)〈

〈図3〉
令和3年度末成年後見人等
候補者名簿登録者数

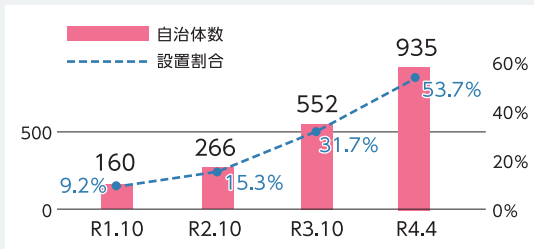


認知症等要支援者の日常生活・財産管理を社会全体で支え合う仕組みの構築は超高齢社会の喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。

県社協は、今後も引き続き社会貢献型後見人等担い手の育成支援や広報・啓発を推進しながら、市町における中核機関の設置や機能強化についても一助となるよう努めていきたいと考えます。

〈図4〉 中核機関の整備状況 (全国)

令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取り組み状況調査(速報値)より



全国社会福祉協議会 成年後見制度利用促進ニュースレター第32号より転載
(厚生労働省「令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査(速報値)より」)

不要な羽毛ふとんはありませんか？

東洋羽毛が無料でお引取りします。

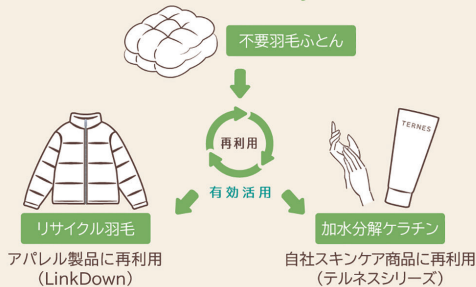
東洋羽毛は、不要羽毛ふとんの引取りを通じて、SDGs(持続可能な開発目標)の活動に取り組んでいます。

引取り詳細▶



- お近くの営業所または二次元コードからお申込みください。
- 引取り可能なふとんの種類は「羽毛ふとん」です。掛けふとん・敷きふとん・まくら等の羽毛製品のみです。
- リサイクル羽毛として活用できないものや羽毛ふとん以外は引取りできません。
- 東洋羽毛以外の羽毛ふとんも引取り可能です。

TUK Link Project



東洋羽毛九州販売株式会社 長崎営業所
〒856-0046 長崎県大村市木場2-200-1 ☎0120-104-203